

# 西区農業委員会だより

第55号

令和3年  
8月1日

新潟市西区農業委員会：〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号 TEL 025-264-7811



7月14日、坂井輪地区の農地パトロールを実施しました。農地の違反転用や耕作放棄は、用排水機能を低下させ、雑草の繁茂は害虫の発生源となり不法投棄を誘引します。

また、残土の埋立てや高く積み上げる行為は災害にもつながることから、農業委員会では、農地転用の許可を適正に行い農地の利用状況把握に努めています。



## 農地パトロールを実施中

農地法では、農地の所有者には農地を農業上適正かつ効率的に利用する責務があること。農業委員会は毎年1回、管内の農地の利用状況について調査を行うことが規定されています。農業委員会は、7月中旬から10月までに、西区内のすべての農地を対象に農地パトロール（利用状況調査）を実施しています。調査の際に農地に立ち入る場合がありますので、ご協力をお願いします。

この調査で適正に管理がなされていない農地の所有者には、有効に農地が利用されるよう意向調査を行います。引き続き農地の適正な管理をお願いします。



昨年8月／遊休農地パトロール

## 地区別懇談会を開催



5月10日／赤塚地区（JA新潟みらい西グリーンセンター）



5月11日／黒埼地区（JA越後中央黒埼支店）

5月10日から3日間、赤塚・黒埼・中野小屋地区の3カ所で農家組合組織の代表者約100名を対象に、地区別懇談会を開催しました。地元農業委員、農地利用最適化推進委員同席により、農地の適正管理、農業者年金の加入推進、家族経営協定の活用及び令和4年4月に実施する市内6農業委員会の統合などについて意見交換を行いました。

## 西区で2組の家族経営協定が締結されました

J A及び農業委員会立ち合いの下、新たに2組の家族経営協定が締結されました。1組目は坂井輪地区小針の佐藤清樹さんと後継者の大介さん。2組目は赤塚地区谷内の石黒松一郎さんと妻の知美さん、後継者の航大さんです。

家族経営協定とは、農業での家族の役割分担を決め、給料の支払いや休日を協定し、経営の合理化と発展的なビジョンを継承していくものです。協定によって農業者年金の政策支援制度の活用や認定農業者制度でもメリットがあります。

現在、西区では57組の農家が家族経営協定を締結しています。



佐藤家（3月2日）：左から、渡部会長職務代理者、経営主の佐藤清樹さん、大介さん、J A新潟みらい西グリーンセンター山田センター長



石黒家（5月26日）：前列左から、石黒知美さん、航大さん、経営主の松一郎さん  
後列左から、山本推進委員、高杉農業委員、J A新潟みらい西グリーンセンター中野センター長

## いっぺこ～とは旬満載

夏真っ盛り、西区亀貝のJ A新潟みらい農産物直売所「いっぺこ～と」がにぎわっています。エダマメ、スイカ、トウモロコシなどたくさんの夏野菜とフルーツが並んでいます。

7月10日は「新潟すいかキャンペーン in 西区」が行われ、終日大勢の来場者で大盛況。

農場から直接食卓にという言葉、「ファーム・トゥ・テーブル」にもっとも近い新潟市の旬の野菜、フルーツを是非味わってください。



7月10日/いっぺこ～と（亀貝）



## 新潟市農業振興地域整備計画の再編に伴う農用地利用計画の変更の申出の一時停止について

新潟市農業振興地域整備計画の再編に伴い、令和4年度の農用地利用計画の変更（農用地区域からの除外、用途変更など）の申出を一時停止します。

農用地区域内の土地の開発を計画している人は、締切などに注意してください。

### ●農用地利用計画の変更を停止する期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（予定）

※ 再編の手続きに時間がかかり、期間を延長する場合があります。

### ●変更申出書類提出の締切

農用地区域からの除外：令和3年9月30日

※ 除外の案件で4haを超えるものは、令和5年4月以降の受け付けとなります。

用途変更（1回目）：令和3年9月30日

同（2回目）：令和4年2月28日

※ 2回目は、1ha以下の案件のみの受け付けとなります。

除外や用途変更には要件があります。

変更申出書類の作成には事前の相談・調整などを含めて、一定の期間（通常1～3カ月程度）が必要です。十分な余裕をもって相談先に相談してください。

#### 【相談及び提出先】

西区農政商工課 農業振興係 ☎025-264-7610

#### 【再編についてのお問い合わせ先】

農林水産部 農林政策課 ☎025-226-1768

### 農業者年金「現況届」忘れずに!!

- 全ての農業者年金受給対象者は、**毎年6月末まで**に農業委員会事務局に「現況届」を提出することになっています。
- 現況届をまだ提出していない人は、農業委員会事務局または、お近くのJAなどに提出してください。
- 現況届を提出されなかった場合、令和3年11月からの農業者年金の給付が**差し止め**になる場合があるので注意してください。

### 「全国農業新聞」購読してみませんか？

- 農家の経営と暮らしに役立つ情報紙
- 毎週金曜日発行
- 購読料1ヶ月700円
- 申し込みは、お近くの農業委員または農地最適化推進委員、農業委員会事務局へ（☎025-264-7820）

